

放射線治療品質管理士講習会と認定のお知らせ

放射線治療品質管理機構

．はじめに

最近、多くの国立・公立・私立病院にて発生した放射線治療における過剰照射や過少照射による医療事故が発生しました。これは需要の増加しつつある放射線治療の潜在的危険性を認識させるとともに、放射線治療の安全管理体制を確立することの重要性を改めて認識させました。

このため、放射線治療関連学会および団体（日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会、日本医学物理学会、日本放射線技術学会、日本放射線技師会）では、各学会・団体より派遣された委員により、医療事故防止対策についての検討を行ってまいりました。その結果、「放射線治療における医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けての提言（中間報告）」を本年10月にまとめました。また、その具体的な対策の一つとして、各学会・団体において別々に認定してきた「放射線治療品質管理を専ら行う能力のある者」を、**放射線治療品質管理士**として統一的に認定することといたしました。また、そのための組織として放射線治療品質管理機構を創設しました。

については、第1回の認定を以下の要領で行いますので多数の申請を希望いたします。

．放射線治療品質管理士講習会

放射線治療品質管理士の認定は、後述の申請資格を有する者に対して講習会を行い、所定の講習を修了した者に対して行います。また、放射線治療品質管理士は3年後に更新が必要です。詳しく別記の規約および細則をご参照ください。

講習会は、平成17年1月9日（日）および3月5日（土）の2回、東京において行います。放射線治療品質管理士の認定を希望される方は、いずれか一方の講習を受講してください。1月9日の講習会のプログラムは別記を参照してください。3月5日の講習会も同じ内容で行われる予定です。

．申請資格

放射線治療品質管理士の認定を申請するには以下の条件1と2を満たしていることが必要です。

- 1．放射線治療の実務経験2年以上の者*で、治療品質管理**に1年以上従事した者
- 2．下記のいずれかの資格を持つ者
 - (1) 日本医学放射線学会の「医学物理士」
 - (2) 日本放射線腫瘍学会の「認定治療技師」、日本放射線技師会の「放射線治療技

能検定 2 級」以上(照射、計画、線量測定技能検定すべて)、日本放射線技術学会の「放射線治療専門技師」のうちいずれかの資格を有する者(なお条件(2)は平成 16 年度限りであり、平成 17 年度以降は、放射線治療専門技師認定機構(仮称)の「放射線治療専門技師(仮称)」に改訂される予定です。)

* 理工系出身者にとっては、以下の施設において治療関連の業務に 2 年以上従事していることが条件です(なお、この規定は暫定的なものであり、3 年後に見直されます。)

放射線医学総合研究所、癌研究会癌研究所、国立がんセンター、公立がんセンター、兵庫県立粒子線医療センター、大学(付属)病院放射線科・放射線腫瘍科、その他機構が認めた施設

** 治療品質管理とは、「放射線治療品質管理士制度」に記載されている以下の業務をいいます。

放射線治療装置の Q A プログラムの立案と実行

放射線治療計画装置の Q A プログラムの立案と実行

治療計画システムに入力するデータ作成と指示と、すべてのコンピュータ線量測定計画のチェック

実行するべきテスト、許容度とテスト頻度を含む治療計画の施設 Q A プログラムの決定 Q A プログラムにより判明する矛盾や問題を理解して適切に対応する。

治療装置・治療計画装置の Q A プログラムの様々な側面で他の放射線治療品質管理に携わる者と協力

機器導入に当たって放射線治療装置、計画装置の品質管理面からのプログラムの策定
機器故障後の修理終了後の品質管理の立案と実行

など

、申請方法

平成 17 年 1 月 9 日(日)の講習会に参加して、放射線治療品質管理士の認定を受けることを希望する場合は、別記の書類を下記の機構事務局あて、平成 16 年 12 月 13 日(月)(消印有効)までに簡易書留郵便にてご送付ください。(3 月 5 日に開催される講習会への申請締切りは未定であり、決まり次第、公表します)

上記の申請資格を満たすかどうか申請書類をもとに審査いたします。審査結果は 12 月 24 日(金)頃、送付いたします。

(機構事務局)

〒101-8449 東京都千代田区神田錦町 3 - 2 4 住友商事神保町ビル

(株)ICS コンベンションデザイン内放射線治療品質管理機構事務局

TEL 03-3219-3541 FAX 03-3292-1811

(申請書類)

1. 放射線治療品質管理士申請書・講習会申込書
2. 略歴・個人票
3. 診療放射線技師など医療従事者にあつては、資格を証明する免許証のコピー。
理工系出身者にあつては治療関連の業務に2年以上従事したことを証明する書類(施設長の証明が必要)
4. 治療品質管理に1年以上従事したことを証明する書類(施設長の証明が必要)
5. 以下の(1)または(2)
 - (1) 日本医学放射線学会の「医学物理士」の証明書(コピーにて可)
 - (2) 日本放射線腫瘍学会の「認定治療技師」、日本放射線技師会の「放射線治療技能検定2級」以上(照射、計画、線量測定技能検定のすべて)、日本放射線技術学会の「放射線治療専門技師」のうちいずれかの証明書(コピーにて可)
6. 申請手数料および講習会受講料の払い込み票(コピーにて可)
7. 返信ハガキ(官製ハガキに宛名を記入したもの)2枚

1 - 4に必要な書式は、ホームページよりダウンロードできます。また、申請手数料と講習会受講料は以下の通りです。

(必要な費用)

申請手数料	10,000円(消費税込み)
講習会受講料	10,000円(消費税込み)

上記の合計20,000円を期日までに以下の口座にお振込みください。なお、審査の結果、申請資格を満たさない場合は、講習会受講料はご返却いたします。

(振込口座)

口座名：放射線治療品質管理機構事務局
口座番号：(普)4748230
銀行名：東京三菱銀行 新丸の内支店

(特記事項)

1. 講習会の定員は、先着順200名です。1月9日の第1回講習会が定員を越えた場合、遅れて申し込まれた方は、3月5日の第2回講習会に振り替えますので、あしからずご了承ください。
2. 講習会は別記のプログラムに示すように、「放射線治療における医療事故防止のた

めの安全管理体制の確立に向けての提言(中間報告)」を理解することを目的に行います。受講者は、中間報告を各自プリントアウトして、当日までに内容についての予習を行ってください。また、教材として使用しますので、プリントアウトを当日ご持参ください。中間報告の理解度をチェックする簡単な試験を講習中に行います。